

おまかせください!

食品と水の検査



安全・安心な食品や飲用水を提供するためには、定期的に検査を行い、衛生管理を徹底することが重要です。
(一財)宮崎県公衆衛生センターは、食品検査や水質検査、貯水槽水道検査を通じて、私たちが毎日口にする食品や飲用水の安全・安心をサポートします。

水質検査

厚生労働大臣登録検査機関

私たちが生活していく上で必要不可欠な飲料水は、まず安全でなければなりません。

当センターは、水道法及びビル管理法(建築物衛生法)に基づく登録検査機関として、水道事業者及びビルの設置者等からのご依頼により、水質の検査を行っています。

また、一般の方々からのご依頼により、飲用井戸等の検査を行っています。

- ◎ 飲用井戸等の検査
- ◎ ビル管理法による検査
- ◎ 浴槽水(レジオネラ属菌等)の検査
- ◎ プール水検査 など

食品検査

厚生労働大臣登録検査機関

「食の安全・安心」に対する消費者の意識は非常に高く、野菜・果物・肉・魚介類はもちろん、加工食品においても、食品安全の確立は不可欠となっています。

これらの食品を安全に提供するためには、製造者の徹底した自主的な安全チェックが特に重要です。

消費者、販売店との信頼関係を構築する上でも、食品検査をお勧めします。

- ◎ 賞味期限設定のための検査
- ◎ 食品微生物検査
- ◎ 栄養成分分析
- ◎ 食品添加物検査 など

貯水槽水道検査

厚生労働大臣登録検査機関

貯水槽水道は、水道事業者から供給された水を受水槽に一旦貯めて給水する施設です。

受水槽の規模により「簡易専用水道(10㎡超)」と「小規模貯水槽水道(10㎡以下)」に区分されています。

「簡易専用水道」は水道法で毎年1回以上定期的に管理状況検査が義務付けられ、「小規模貯水槽水道」は各市町村の給水条例に基づき検査に努める必要があります。

- ◎ 現場検査
検査員が現地に伺い、施設検査、給水栓検査、書類検査を行います。
- ◎ 書類検査
ビル管理法適用の特定建築物は現場検査に代えて書類検査とすることができます。

水質検査の受付

- 1 当センターでの受付：月～水曜日の8:30～15:00
- 2 保健所内の食品衛生協会各支部での受付は、各支部によって受付日が異なりますので、個別にお問い合わせください。
- 3 貯水槽水道検査は当センターにお問い合わせください。

食品検査の受付

- 1 当センターでの受付：月～水曜日の午前中
- 2 保健所内の食品衛生協会各支部での受付
延岡・高千穂 第1火曜日の午前11時まで
日向・高鍋 第2火曜日の午前11時まで
都城・小林 第3火曜日の午前11時まで
日南 第4火曜日の午前11時まで

お問い合わせは

一般財団法人

宮崎県公衆衛生センター

TEL

0985-24-7400

宮崎市霧島1丁目1-2 宮崎県総合保健センター1階

食品と水の安全・安心のために!

期限設定のための検査

食品の賞味期限の設定は、科学的な根拠に基づいて、製造者が責任をもって設定する必要があります。
科学的根拠とは、微生物試験・理化学試験等を含む検査のことで、食品の特性に配慮した項目をお客様と相談しながら検査を進めていきます。

飲用井戸等の検査

井戸水は地表の汚水による細菌や化学物質等によって汚染される可能性があり、環境は日々変化しています。
特に飲用として利用する場合は、色や臭い、濁り、味などに日ごろから注意を払い、定期的に検査を受けるようにしましょう。

栄養成分分析

容器包装に入れられた加工食品、添加物には、栄養成分表示が義務付けられています。
より正確な栄養成分表示を行うために、実際の製品での栄養成分分析をお勧めします。

プール水検査

プール水は、水を媒介とするさまざまな感染の原因となることがあります。
学校用プール、遊泳用プールごとに衛生基準が定められており、管理者には定期的な検査が義務付けられています。

まずは
お電話を!



一般財団法人
宮崎県公衆衛生センター

**0985
24-7400**

浴槽水検査

公衆浴場等の温泉施設は、多くの人が利用するため、常に清潔に保てる構造と衛生的な管理運営が求められます。
レジオネラ属菌の発生を防止し、安心して利用できるように、定期的な検査と衛生管理を徹底しましょう。

食品添加物検査

食品添加物は、食品衛生法によりその使用基準が定められており、適切に使用するとともに適正に表示する必要があります。
当センターでは使用基準に適合しているか、または指定外の添加物が使用されていないかを検査しています。

ビル管理法による検査

多くの人が利用する事務所・旅館・店舗等の建築物や学校等で、ビル管理法(建築物衛生法)の対象となる建築物(特定建築物)は、定期的に水質検査を実施し、その結果が水質基準に適合していなければなりません。

食品微生物検査

製品や原材料の検査、製品の納入などに係わる食品微生物の検査や、作業環境中での衛生管理を評価するための落下細菌検査や拭き取り検査(キットの貸出)などを行っています。
食品の安全性を確認するためにも、定期的な検査をお勧めします。

このほか、水道法、食品衛生法等に基づく各種検査を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

一般財団法人

宮崎県公衆衛生センター

Tel 0985-24-7400 Fax 0985-24-8588

E-mail info@miyazaki-wflabo.org

URL <https://www.miyazaki-wflabo.org/>

〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2 宮崎県総合保健センター1階

ISO9001:2015 認証取得 JUSE-RA-1165

水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)認定 JWWA-GLP138

